

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は顧客満足の充足及び株主利益の向上が強く関連するものと考え、これらを両立させることを目的とし環境の変化に対応しながら透明性・効率性の高い経営を追求することをコーポレート・ガバナンスと位置付け、経営体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岨野 俊雄	707,996	14.15
有限会社ケイエスシー	538,488	10.76
岨野 公一	480,164	9.60
株式会社りそな銀行	124,000	2.48
ソノコム社員持株会	115,512	2.31
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	113,200	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	88,100	1.76
日本生命保険相互会社	66,000	1.32
段 貴久子	64,764	1.29
INTERACTIVE BROKERS LLC	61,500	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	岨野 俊雄 岨野 公一
-----------------	----------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主及びその近親者との間に取引はなく、今後行う予定はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

上記2. 資本構成【大株主の状況】は、2020年3月31日現在のものであります。

当社の主要株主である岨野俊雄の議決権所有割合は19.3%であります。2親等以内の親族及び本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である法人の保有株式を合わせると議決権所有割合が57.7%となることから支配株主に該当いたします。

また、同じく岨野公一の議決権所有割合は13.1%であります。2親等以内の親族及び本人が自己の計算で保有する議決権が過半数である法人の保有株式を合わせると議決権所有割合が54.0%となることから支配株主に該当いたします。

尚、上記岨野俊雄の議決権所有割合が57.7%及び岨野公一の議決権所有割合54.0%には、当社の主要株主である有限会社ケイエスシーの議決権所有割合14.6%が含まれております。

当社と支配株主及びその近親者との間に取引はなく、今後行う予定もありません。また、取締役の職務執行については、職務権限規程・職務分掌規程等に基づき行われており、監査役会において、少数株主保護の観点から適正かつ厳正な監査を実施しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
鈴木 清	公認会計士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 清		独立役員に指定しております。	公認会計士として豊富なキャリアと専門的知識を有し、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくことで、当社の経営体制の強化につながると判断しております。当社と顧問契約を締結し、税務に関する専門的な助言を受けておりますが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況につきましては、3ヶ月に1回面談を行い、財務上の問題点につき協議しております。
また、監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、監査実施前に監査役と協議を行い、監査実施後に監査の報告を行うとともに、監査役より助言、指導を受けております。
なお、内部監査につきましては、取締役会に適宜報告がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内藤 貴昭	弁護士													
落合 智治	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤 貴昭		独立役員に指定しております	弁護士としての知識と経験を有し、法律の専門家としての立場から適宜意見を述べ、業務執行の適法性の監査を実施いただいております。また、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
落合 智治		独立役員に指定しております	公認会計士として財務及び会計に精通し、経営者としての知識と経験を有し、会計の専門家としての立場から適宜意見を述べ、業務執行の適法性の監査を実施いただいております。また、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員への報酬については、業績及び貢献度等総合的に勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役報酬...71百万円(内社外取締役4百万円)

監査役報酬...12百万円(内社外監査役4百万円)

当事業年度において費用処理した役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、各期の業績、貢献度、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬については取締役会において代表取締役社長高木清啓に一任する旨決議しております。また、監査役報酬は監査役協議により決定しております。

なお、1991年6月27日開催の第29期定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。)、監査役報酬限度額は、年額20百万円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内とする。)と決議いただいております。

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。

業績連動報酬は賞与であり、その報酬額の決定に際し具体的指標を定めておりませんが、経済情勢、各期の業績、貢献度、過去の支給実績等を勘案し、取締役の報酬額については、取締役会で総額を決定し、その配分を代表取締役社長高木清啓に一任する旨決議しております。また、監査役報酬は監査役協議により決定しております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、業務部より取締役会の開催案内及び議案に関する事項等、事前に情報伝達を行っております。

また、社外監査役に対しては、常勤監査役が必要に応じ連絡を取り合うと共に、監査役会において、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社の業務執行機関である取締役会は、社内取締役4名、社外取締役1名で構成され、毎月の定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定の他、各取締役の職務の執行状況の報告を行い、取締役相互の牽制を図っております。また、業務執行の迅速化を図る目的で執行役員制度を採用しており、取締役会は執行役員が行った重要事項の決定及び業務執行状況の報告を受けております。

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、取締役会に出席し取締役の職務執行状況及び内部統制システムの構築・運用状況等の監査を実施しております。

また、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見交換を行い、連携を強化しております。

当社の会計監査人は、仰星監査法人であります。業務を執行した社員は、岡本悟氏・宮島章氏の2名で、継続業務監査年数は3年であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、毎月の定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定の他、各取締役の職務の執行状況の報告を行い、取締役相互の牽制を図っております。なお、社外取締役の選任により、経営の客観性とともに意思決定の妥当性の確保に努めております。

また、当社は監査役制度を採用しており、社外監査役による監査の実施により、取締役の職務執行について、適正かつ厳正な監査を行える実効性を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しているとの認識から、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるように、法定期限より早期の発送に努めております。 また、発送日前にTD-net及び自社ウェブサイトに電子的な方法で株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の決算説明会を実施しております。 決算説明会につきましては、2020年6月1日に機関投資家・アナリスト向けに第58期の決算報告ならびに第59期の見込みについての報告を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示情報、有価証券報告書、財務ハイライト等を掲載しております。 URL https://www.sonocom.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、本社業務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	全事業所において、ISO14001を認証取得し、環境保全に配慮した活動を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、顧客満足の充実及び株主利益の向上のため、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守するとともに、リスク管理体制の強化、内部統制システムの拡充を図る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、原則月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行う。その意思決定に基づき各部門長が出席する各会議において、具体的な業務遂行の打合せを行い、各部門長は、その打合せに基づき、業務を展開する体制とする。
5. 企業集団における業務の適性を確保するための体制
当社に親会社または子会社はありません。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会と協議し適切な人員配置を行う。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役及び使用人は、取締役会の日程を、監査役に連絡し出席を依頼するものとする。
また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告するものとする。
(1) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
(2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告をした者に対し、当該報告を行った事を理由として、不利な取扱いはいしないものとする。
9. 当社の監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等を請求した時は、その費用又は債務が監査役職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役及び使用人から、上記のとおり、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には各部署に要請して、監査が効率的に行われる体制をとる。また監査役3名で構成する監査役会を月1回以上開催し重要事項について協議するほか、年4回、監査役会と会計監査人との面談を持ち、特に財務上の問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様、その重要性を強く認識しており、公正・公平な情報開示を行っております。

尚、当社では発生した各種の重要情報は、社内規定に基づき、所管部門長より代表取締役社長に報告されます。代表取締役社長は、当該情報の公表時期・方法につき速やかに所管部門長及び関連部署と協議の上、証券取引所に対する情報連絡事務責任者より、当該情報を開示しております。また、会社の機関決定を要する事項については、取締役会等の決定を経た上で、迅速に情報開示を行っております。

